

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」平成22年版（一部抜粋）

2.6.3 吊り及び支持

配管の吊り、支持等は、横走り配管にあつては吊り金物による吊り及び形鋼振れ止め支持、立て管にあつては形鋼振れ止め支持及び固定とし、表2.2.20及び表2.2.21により行うものとする。

【表2.2.20】横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔

呼び径	50	65	80	100	125	150	200	250	300
吊り金物による吊り（鋼管）	2.0m以下				3.0m以下				
形鋼振れ止め支持（鋼管）	—	8.0m以下				12m以下			

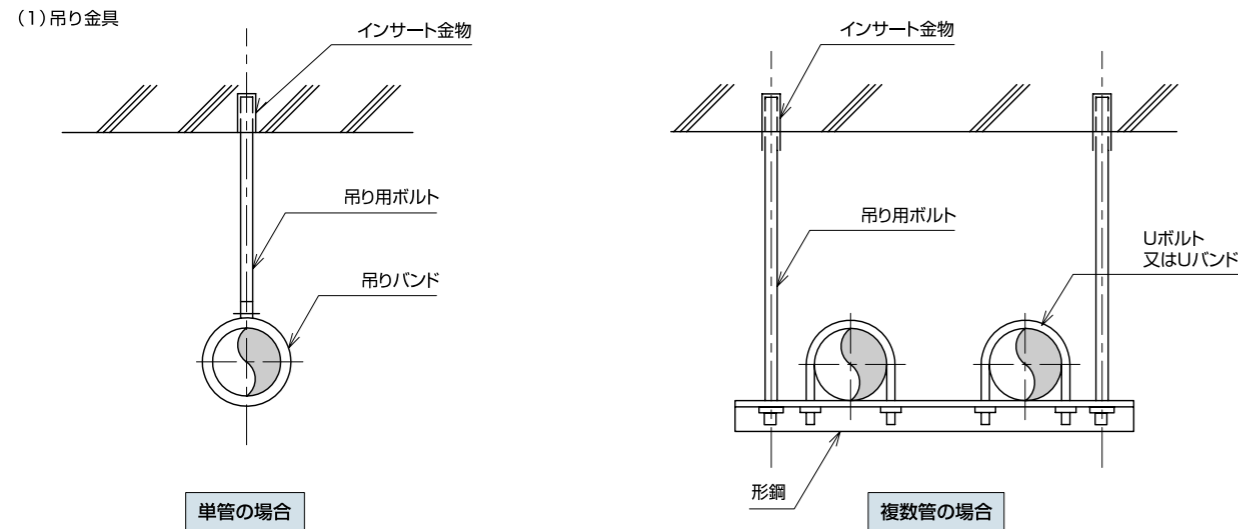
注1. 鋼管及びステンレス鋼管の横走り管の吊り用ボルトの径は、配管呼び径100以下は呼称M10又は呼び径9、呼び径125以上200以下は呼称M12又は呼び径12、呼び径250以上は呼称M16又は呼び径16とする。ただし、吊り荷重により吊り用ボルトの径を選定してもよい。

2. 電動弁等の重量物及びび可とう性を有する継手（排水鋼管用可とう継手、ハウジング形管継手等）を使用する場合は、表2.2.20のほか、その直近で吊る。曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。

3. ハウジング形管継手で接合されている呼び径100以上の配管は、吊り材長さが400mm以下の場合、吊り材に曲げ応力が生じないように、吊り用ボルトに替えてアイボルト、鎖等を使用して吊る。

配管の吊り金物・形鋼振れ止め支持例

横走り管



【表2.2.21】立て管の固定及び振れ止め箇所

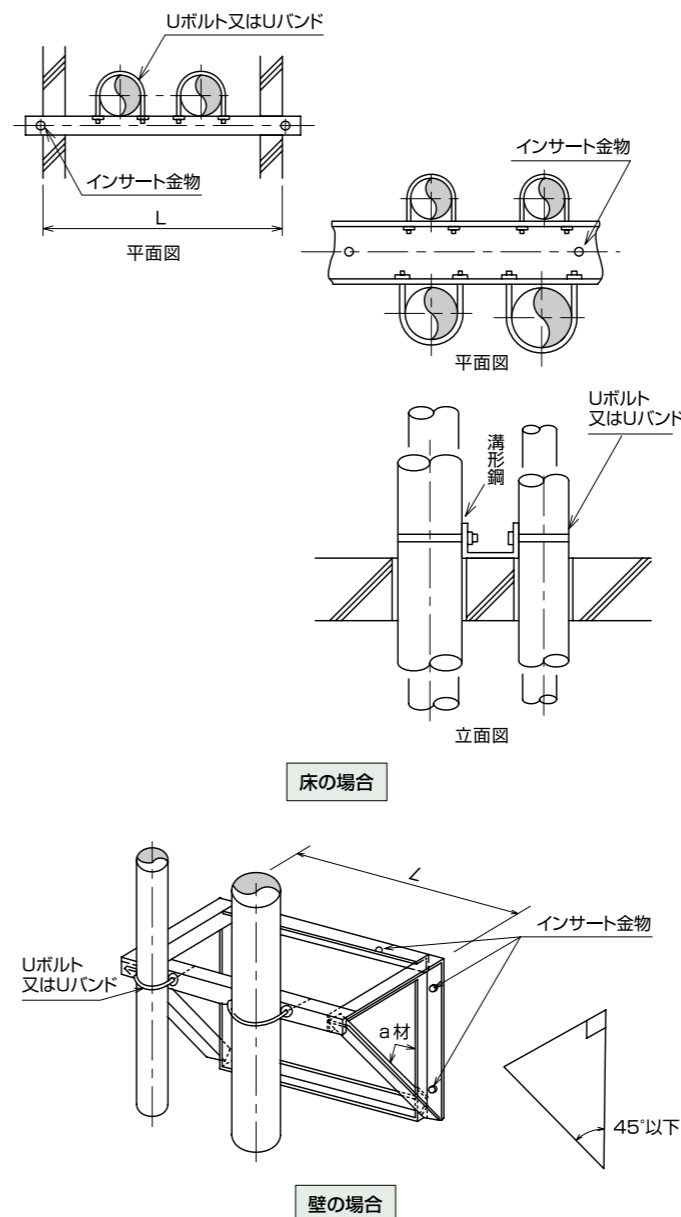
固定（鋼管）	最下階の床又は最上階の床
形鋼振れ止め支持（鋼管）	各階1箇所

注1. 呼び径80以下の配管の固定は、不要としてもよい。

2. 鋼管及びステンレス鋼管で、床貫通等により振れが防止されている場合は、形鋼振れ止め支持を3階ごとに1箇所としてもよい。

形鋼振れ止め支持例

立て管（形鋼振れ止め支持）



立て管の固定支持例

鋼管

